

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 15 号 2002年3月

HEADLINE

1. インドネシア法制度講演会

当財団は日本ローエイシア友好協会と共催により、去る2月18日法曹会館にてインドネシアのADR(裁判外紛争解決)について講演会を開催しました。本講演会では、ローエイシア会長(前オーストラリア弁護士会会長)Gordon Hughes 弁護士にオーストラリアから見た最近のインドネシア法制度の状況について、インドネシア全国仲裁委員会副議長 M.Husseyne Umar 弁護士にインドネシアのADRについて講演をいただきました。又、最近のインドネシアの政治、経済全般についてJETRO 海外調査部アジア大洋州課柘植裕人氏に解説をお願いしましたが、本NEWS LETTER では紙面の都合上、下記を掲載させていただきました。

(1)インドネシアにおけるADRー現在と未来ー

インドネシア全国仲裁委員会・副議長、弁護士 M.Husseyne Umar …… 2 頁

(2)インドネシアの最近の一般情勢ーレジメと資料

JETRO 海外調査部アジア大洋州課 柘植 裕人 …… 5 頁

尚、Hughes 弁護士の講演については講演原稿(英文)コピーをお渡し出来ますので、ご希望の方はとう当財団事務局にご連絡下さい。

2. ラオスレポート

ラオスの法整備支援については1998年より同国の司法・法曹関係者を日本に招き4週間にわたり名古屋大学及び法務総合研究所による研修が毎年実施、継続されております。

ラオス政府からの法整備支援の一層の拡充要請に対し、法総研国際協力部は昨年より同部教官が現地に出向き、基礎的調査を実施されております。この第1回調査のため同部工藤恭裕教官が昨年7月～10月にかけて、3ヶ月間ラオスに出張されましたので、この間の経験にもとづきラオスについてレポートを執筆いただきました。日本にとりまして、まだ馴染みの少ないラオスであります。同国の国情について、大変興味の深いレポートをいただきましたのでご一読下さい。

ラオスの魅力

法務総合研究所国際協力部教官

工藤 恭裕 …… 14 頁

3. 当財団ホームページを開設しましたので、お知らせします。取り敢えずは財団の内容や公開資料を掲載しておりますが、諸プロジェクト実施内容についても出来るだけ生の資料を掲載することを計画しております。 H.P.アドレス <http://www.icclc.or.jp>

インドネシアにおけるADR ―現在と未来―

M. フセイン・ウマー (M. Husseyn Umar)

インドネシア全国仲裁機構(BANI)(ジャカルタ)副議長

兼Ali Budidardjo, Nugroho, Reksodiputro(ABNR)法律事務所(ジャカルタ)パートナー

<概論>

紛争解決の概念としてのADRは、文化的にみてインドネシアの人々にとってまったく新しい考え方というわけではない。インドネシアにはムシャワラ (musyawarah: コンセンサスや交渉による合意) という習慣があり、これが地域社会における意思決定プロセスの中核である。

紛争や意見の相違を解決する伝統的方法であるムシャワラは農村で広く行われてきた。コミュニティのメンバー (村民あるいは大家族のメンバーなど) が意見の相違を解決するのに、自分たちで交渉してもうまくゆかない場合に、年長者や村長など第三者に頼るのは非常に一般的である。これは、日常生活のあらゆる場面で見られる。例えば、農業、土地、環境、などに関する意見の相違や紛争、また、家族の問題でさえ、この方法で解決が図られる。さらに、政治や社会生活全般においてもムシャワラの精神が広く行き渡っている。

企業間の契約においても、訴訟や仲裁に及ぶ前のオプションとしてムシャワラの原則が一般に用いられている。

さらに、インドネシアの民事訴訟法では、民事裁判所は訴訟事件の審理を始める前に紛争当事者に和解するよう求めなければならないと規定している。平和的解決を模索するように当事者を説得するのも裁判所の仕事である。裁判所の手続きがすでに開始されどんな段階に進んでいようと、紛争当事者は和解することができる。和解ができれば、和解内容が裁判所によって法的に確認され効力を発揮する。仲裁においても同様である。仲裁者あるいは仲裁裁判所が審理を始める前に、紛争当事者は紛争を平和的に解決するよう説得される。和解の結果は仲裁判決として明示され、発効する。

裁判所あるいは仲裁での和解交渉の進め方については法律による規定はない。紛争当事者間で直接交渉もできるし、また、中立あるいは独立の第三者が、紛争当事者に対する世話人、あるいはコンサルタント/アドバイザーとして関与することもできる。民事裁判所の判事、あるいは仲裁における仲裁者が第三者になることも可能である。

<法律の規定>

1999年に仲裁に関する新しい法律が制定され、それには代替的紛争解決に関する規定が含まれている (法律番号30/1999)。同法では、代替的紛争解決とは、関係当事者が合意した手続きによる、紛争及び意見の相違を解決するための制度と定義している。つまり、相談、交渉、仲裁、調停、専門家の判断などによる裁判所外での解決である。

同法は和解を行うための一定の手続きを規定している。

第一に、解決は少なくとも14日以内に当事者同士の直接の会合において行い、その結果は書面の合意書に明示しなければならない。紛争あるいは意見の相違が解決できない場合は、関係当事者の書面による承認の上で、一人もしくは複数のアドバイザーあるいは仲裁人の助けを通じて紛争あるいは意見の相違の解決を図る。

その後、最高14日以内に当事者たちが合意に達することができない場合、あるいは、仲裁人が両当事者の会見を設定できない場合は、当事者は仲裁機関あるいは代替的紛争解決仲裁機関に連絡をとり仲裁者を指名してもらう。そうした機関が仲裁者を指名した後、最高7日間以内に仲裁業務を開始しなければならない。

このような、仲裁者を通じた紛争あるいは意見の相違の解決業務は秘密を厳守して行う。最高30日以内に書面による合意に達し、すべての関係当事者が署名しなければならない。書面による合意は最終的なものであり、当事者が良識を持って実施するよう拘束力を持ち、署名が行われた日から遅くとも30日以内に地方裁判所に登録されなければならない。登録された日から最高30日以内に合意事項の実施が終了していなければならない。

上記のような平和的解決の努力が成功しない場合には、当事者は書面による合意に基づき仲裁機関あるいは特別仲裁機関に解決をゆだねることができる。

この法律は制定されてまだ日が浅いため、規定通り実行されるよう十分注意する必要がある。

<金融紛争とADR>

特定の調停において、インドネシアでは金融紛争の解決にADRが広く利用されている。この点から、インドネシアの債務処理においてADRが現在どのように使われているかに注目するのは興味深い。

1997年に始まった金融危機では、とくに、外国債権者に対する民間債務問題に直面した。危機後の一刻も早い経済回復を目指して、インドネシア政府は1998年に金融部門政策委員会を発足させ、銀行部門及び民間債務に関する政策の策定に当らせた。同委員会はインドネシア銀行再建庁（IBRA）とジャカルタ・イニシアティブ・タスクフォース（JITF）の二つの機関を設立した。

政府機関であるIBRAの仕事は、金融危機によって様々な法的地位や状況で倒産した銀行や企業の債務を整理することである。IBRAは再建中の銀行の資産で国内外の第三者が保有するものに関して、その所有の制限、売却、譲渡、及び、あるいは、処置を行う権限を有する。また、再建中の銀行あるいは債務者が所有する、処理中の資産と負債を直接、あるいは公開で譲渡する権限、及び、あるいは売却する権限を有する。

このようにIBRAは銀行部門の再建を手掛け、一方、JITFはとくに外国債権者が関係するケースを中心に、特定の処理案件の仲裁者及び世話役として必要に応じて機能する。

JITFは債務処理にあたり、国際的な「ベストプラクティス」ガイドラインを個別の事例に応じて適用する。ガイドラインの適用では、JITFは当事者による会合の時期やそこで期待される成果などを具体的に示したスケジュールを設定しその実行を求める。関係当事者同士の交渉の途中で特別の問題が生じ、仲裁が適切とみられる場合は、JITFのメンバーが介入し仲裁者として行動する。

このように、JITFは仲裁者として機能し、債務処理交渉で当事者間の意見の相違を解決するのを助ける。JITFの仲裁は、確立された原則と手続きに従って債務処理交渉を行う専門の仲裁者を通じて行われる。JITFの仲裁者は当事者と会い、交渉に適用する枠組みの設定・執行を助け、解決すべき問題を特定し、可能な解決案を勧告し、交渉の最終状況について当事者及び金融部門政策委員会に一回以上報告する。通常、交渉における関係当事者にとくに求められることは、法的能力を有する専門家を維持し、透明性を基盤として情報を共有し、再建交渉の途中で存続可能な企業

の清算をせずに、当事者の法的権利を尊重する取引を交渉することである。JITFの仲裁で期待される結果は、常に、コンセンサスに基づく債務処理合意である。

JITFは必要に応じて調停や仲裁のサービスを提供する他、企業債務者に対する税制優遇措置を講じることで建設的な交渉を促している。このようにして、JITFは個々の債務処理交渉をスピードアップさせ、それによって、インドネシア全体の債務処理戦略において独立した重要な役割を担っている。

以上から、JITF規則に基づく仲裁あるいは調停プロセスで用いられる手続きや規則が法律30/1999で規定されているのとは異なるのがはっきりと分かる。しかし、これは問題ではない。同法の規定は一般的性質のものであり、関係者にとっての一般規則について指針の一部を規定しているに過ぎないからである。さらに、JITFの場合、合意に達するか達しないかまでは仲裁者が主要な役割を担うため、そこで使われる枠組みはほとんど調停プロセスである。

<ADRの促進>

ADRの概念を広める努力は官民で行われている。インドネシア国家開発企画庁（Bappenas）による調査「インドネシアにおける法的発達に関する診断評価」では、インドネシアでの法的発達にはADRの適用が非常に重要だとしている。調査では、とりわけ、裁判所に付随したADR活用の可能性について言及している。

現在、証券取引および先物取引におけるADRの可能性について実用研究が行われている。教育・訓練の分野では、インドネシア全国仲裁機構（BANI）がインドネシア法務省、オーストラリア司法省及びオーストラリア・エイド・プログラムと協力して短期コース、セミナー、調査ツアーなどを実施している。これらのコースやセミナーには公務員、判事、弁護士をはじめ、専門家や学生が参加している。

<仲裁>

インドネシアでもっとも広く利用されているADRは訴訟の代替としての仲裁であり、とくに企業取引で利用される。IBRAが手掛ける債務処理交渉では、多数の取引合意条項の中に紛争解決に関する仲裁条項も含まれている。

制度としての仲裁の分野では、BANIは仲裁プロセスを管理するだけでなく、セミナーやワークショップの開催や参加を通じて、仲裁という概念やADRを振興する積極的な役割を果たしている。

前述した、仲裁及び代替的紛争解決に関する法律は、仲裁に関して広く規定しており、国内外の仲裁をカバーしている。なかでももっとも重要な規定は、国際仲裁判断の承認及び執行に関するものである。ニューヨーク条約の締約国として、インドネシアは同条約の原則、規定に従って国際仲裁判断を承認、執行する。申請があれば、中央ジャカルタ地方裁判所は国際仲裁判断を実施する認可状を交付する。

外国での仲裁判断を執行する認可状が交付された場合、仲裁判断に対する上訴あるいは破棄はできない。認可状申請が拒否された場合、申請者は仲裁判決破棄の申請を最高裁判所に申請でき、最高裁判所は90日以内に判決を出す。以前の規則と比較し、これは手続きの簡素化である。かつては、認可状を交付するのは最高裁判所であり、煩雑な手続きがあったため認可状取得までに長い時間がかかった。インドネシアが国際仲裁の当事者の場合のみ、仲裁判断執行に関する認可状の申請は最高裁判所宛てに行う。

新法のもとで、仲裁を含むADRの利用が広がり、インドネシアで広く受け入れられ、実行されることを希望する。

インドネシアの最近の一般情勢について<レジメ>

日本貿易振興会(JETRO) 海外調査部アジア大洋州課
柘植 裕人

注：[表][図]の表示は添付資料を参照

<最近の政治情勢>

(1) 厳しい局面に立つメガワティ政権(2001年8月発足)

①メガワティ政権の性格

- ・“Gotong - Royong” 内閣 【表1 参照】
- ・政権基盤の不安定さ 【図1 参照】

②2004年総選挙に向けた動き

- ・2002年8月の国民協議会(MPR)における大統領直接選挙導入議論
- ・主要政党の内部分裂
 - 開発統一党(PPP)：「改革派」が新党(改革開発統一党)旗揚げ
 - 民族覚醒党(PKB)：現党首と前党首の両派に分裂
 - ゴルカル：党首の汚職追求は党内反対勢力により仕掛けられたものとの見方も
 - 闘争民主党(PDI-P)：タウフィック議員(メガワティ大統領の夫)への反発

(2) 紆余曲折が続く地方の分離・独立問題 【図2 参照】

①アチェ特別州(現ナングロアチェ州)

- ・2001年9月 メガワティ大統領、アチェ訪問、政府の対応を謝罪
- ・2001年11月 政府、国軍・警察軍をアチェに増派
- ・2002年1月 政府、アチェ特別法を施行
- ・2002年1月 独立派組織「自由アチェ運動(GAM)」がゼネストを呼びかけ
- ・2002年1月 GAMのシャフエイ司令官が死亡
- ・2002年2月 政府とGAM代表、スイスで和平協議を再開
- ・2002年2月 国軍、同州に単独の軍管区を設置

②イリアンジャヤ州(現パプア州)

- ・2001年11月 独立派組織「パプア最高評議会」のテイス議長が遺体で発見される
- ・2001年12月 メガワティ大統領の訪問中止
- ・2002年1月 政府、パプア特別法施行
- ・2002年2月 政府、テイス議長殺害に関する調査委員会を設置

(3) 影響の大きい汚職問題

- ・アクバル・タンジュン国会議長(ゴルカル党首)：食糧調達庁資金の流用疑惑で最高検察庁が取り調べ(2002年2月)
- ・ワヒド前大統領：スハルト元大統領の三男フトモ・マンガラ・プトラ(通称トミー)容疑者との裏取引疑惑でジャカルタ警察が参考人聴取(2002年1月)
- ・トミー容疑者：武器の不法所持および最高裁判事殺害の容疑でジャカルタ警察

が逮捕（２００１年１１月）（発端は土地不正取引事件）

<最近の経済情勢>

(1) 経済概況

- ① ９８年のアジア通貨・経済危機から回復、ASEAN諸国の中では堅調な経済成長。
民間消費が牽引役 【表２、図３参照】
- ② 消費者物価上昇率は２００１年に入り再び上昇傾向 【図４参照】
- ③ 消費者心理は２００１年９月以降落ち込む 【図５参照】

(2) 貿易：２００１年後半から世界経済の景気後退で輸出減速 【図６参照】

(3) 投資：９８年以降低迷、日本からの投資も１割程度に 【図７参照】

(4) 構造改革

- ・ 国際通貨基金（IMF）の融資条件として、９８年以降本格化。
- ・ 規制緩和が進展（例：石油産業、外資の参入分野）
- ・ 国家財政の再建（例：燃料補助金、対外債務の削減）
- ・ 正念場の銀行再編・国有企業の民営化
- ・ 時間が経つにつれ“Nothing Changes”との見方も

<インドネシア進出日系企業の状況>

(1) 基礎的情報

- ① 進出企業数：６６７社（２０００年１０月時点、東洋経済新報社調べ）
【表３、図８参照】
 - ・ 他のASEAN諸国に比べ、製造業が高い比率
 - ・ 製造業の中では繊維が他のASEAN諸国に比べ、高い比率
- ② 業況判断：２００１年末から下げ止まり傾向 【図９参照】

(2) 投資先としてのインドネシアの評価

- ① 投資環境の評価：依然高い政治社会情勢に対する不安 【図１０参照】
- ② 「安価な労働力」や「マーケットの今後の成長性」などから、今後の事業展開先として比較的高い評価 【表４参照】

(3) 進出日系企業が直面する問題点

（経済団体からインドネシア政府への提言より抜粋）

- ① 治安の維持と司法の確立（司法関係者のモラル向上や判決文の積極的な情報公開など）
- ② 課税および課税事務の適正化（密輸取締り、税関係の苦情を受付ける中立機関の設立など）
- ③ 通関、関税手続きの迅速化と法律・運用規定の情報公開の義務付け
- ④ 労働問題の解決（労使紛争の円満・迅速解決の仕組み確立など）

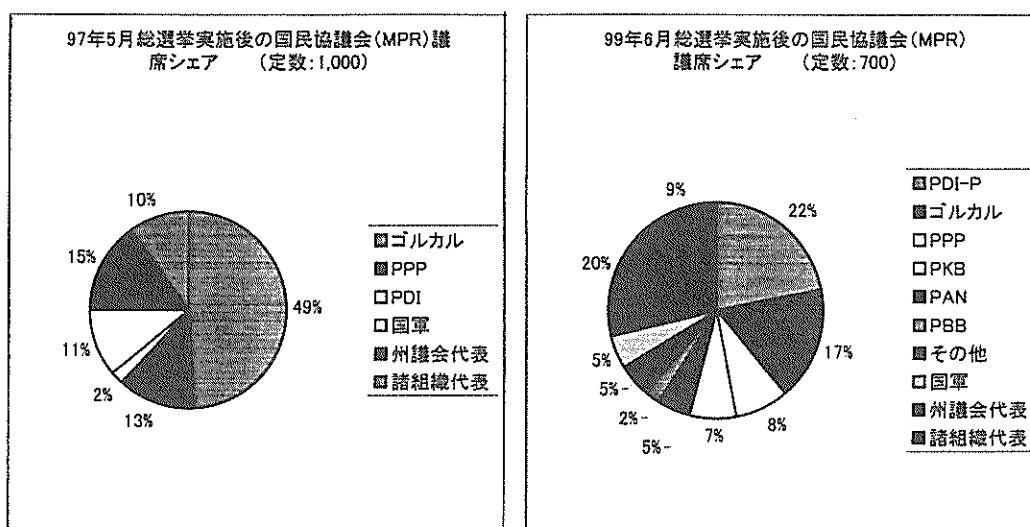
最近の政治情勢

【表1】メガワティ内閣の出身母体

政党名	人数	主な閣僚
闘争民主党 (PDI-P)	5人	メガワティ大統領
ゴルカル党 (GOLKAR)	3人	ユスフ・カラ国民福祉担当調整相
開発統一党 (PPP)	3人	ハムザ・ハズ副大統領
国民信託党 (PAN)	2人	ハッタ・ラジャサ研究・技術担当相
民族覚醒党 (PKB)	1人	マトリ・アブドゥル・ジャリル国防相
月星党 (PBB)	1人	ユスリル・イザ・マヘンドラ法務・人権相
国軍	3人	スシロ・バンバン・ユドヨノ政治・治安担当調整相
専門家	16人	ドロジャトン・クンチョロジャクティ経済担当調整相
合計	34人	

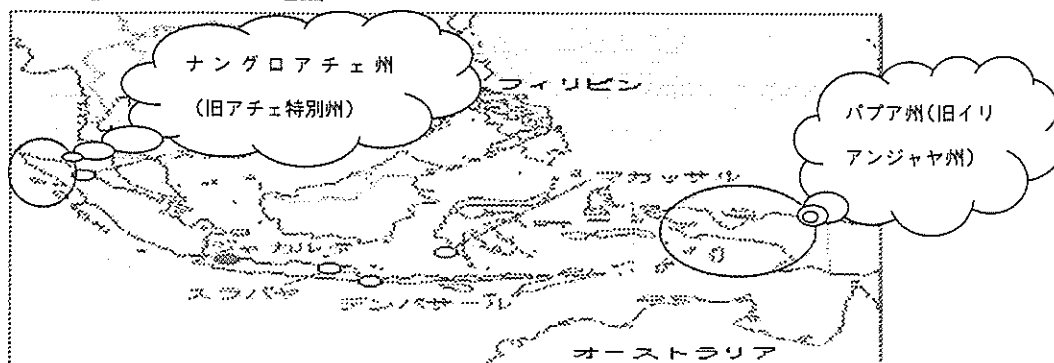
(出所) 各種報道資料より作成。

【図1】国会協議会 (MPR) の議席シェア



(出所) 日本貿易振興会アジア経済研究所『アジア動向年報』より作成。

【図2】インドネシア地図



(出所) 外務省ホームページより作成。

最近の経済情勢

【表2-①】インドネシアのマクロ経済指標

インドネシアのマクロ経済指標				
	98年	99年	2000年	2001年
実質GDP成長率(%)	△ 13.2	0.3	4.8	3.4
《支出項目別》				
最終消費	△ 4.6	2.9	3.9	6.0
総固定資本形成	△ 35.5	△ 19.9	17.9	2.1
財・サービス輸出	11.2	△ 31.6	16.1	9.3
財・サービス輸入	△ 5.3	△ 40.7	18.2	10.4
《生産項目別》				
農業	△ 1.3	2.7	1.7	0.8
製造業	△ 11.4	3.8	6.2	4.7
建設業	△ 36.5	△ 0.8	6.7	2.2
商業・ホテル・レストラン	△ 18.2	0.1	5.7	5.6
金融・企業向けサービス	△ 26.6	△ 7.5	4.7	2.6
その他サービス	△ 3.8	1.9	2.2	1.7
通貨供給量(M2)増加率(%)	62.4	11.9	15.6	14.1
中銀証券1ヶ月物(%)	38.4	12.5	14.5	17.6
消費者物価上昇率(%)	77.6	2.0	9.4	12.6
経常収支対GDP比(%)	2.2	3.5	5.1	3.2
ルピア対ドル・レート(Rp/US\$)	8,000	7,850	8,403	10,256

(注)①2001年のGDP成長率および経常収支対GDP比率は見込み。

②2001年の通貨供給量は11月までの値。

(出所)インドネシア中央銀行資料

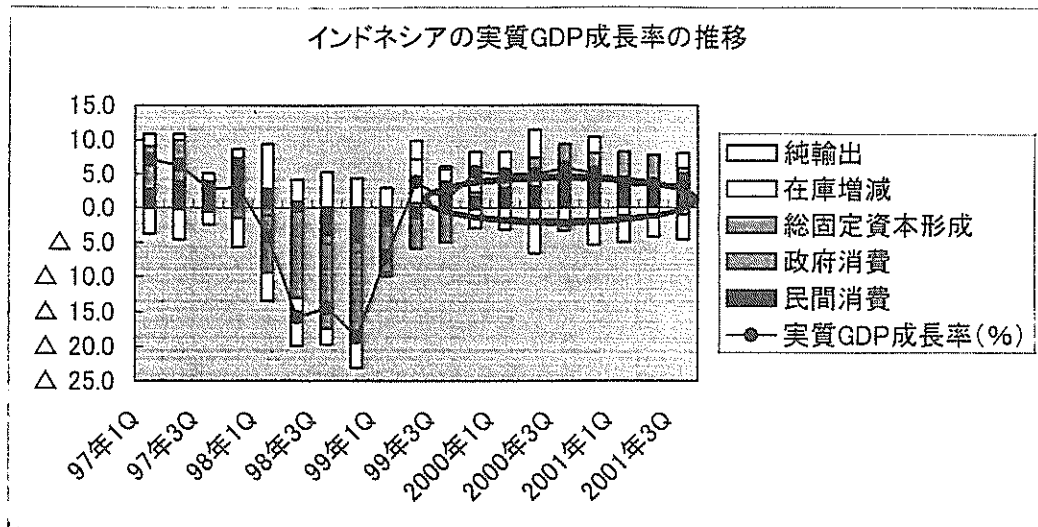
【表2-②】ASEAN 諸国の実質 GDP 成長率の推移

(出所) 各国政府統計

ASEAN諸国の実質GDP成長率の推移(前年同期比) (単位: %)

	1999				2000				2001			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
シンガポール	0.8	6.6	6.9	7.1	9.8	8.4	10.3	11.0	4.8	▲ 0.4	▲ 5.5	▲ 7.0
タイ	0.1	2.7	7.8	6.5	5.3	6.4	2.9	3.2	1.8	1.9	1.5	n.a.
マレーシア	▲ 1.4	5.0	8.6	11.0	11.7	8.0	7.6	6.3	3.1	0.5	▲ 1.3	n.a.
インドネシア	▲ 7.9	3.3	0.7	5.8	4.2	5.2	4.4	5.2	4.0	3.5	3.5	n.a.
フィリピン	0.7	3.6	3.8	4.9	3.3	4.3	4.6	3.8	3.2	3.2	3.3	3.8

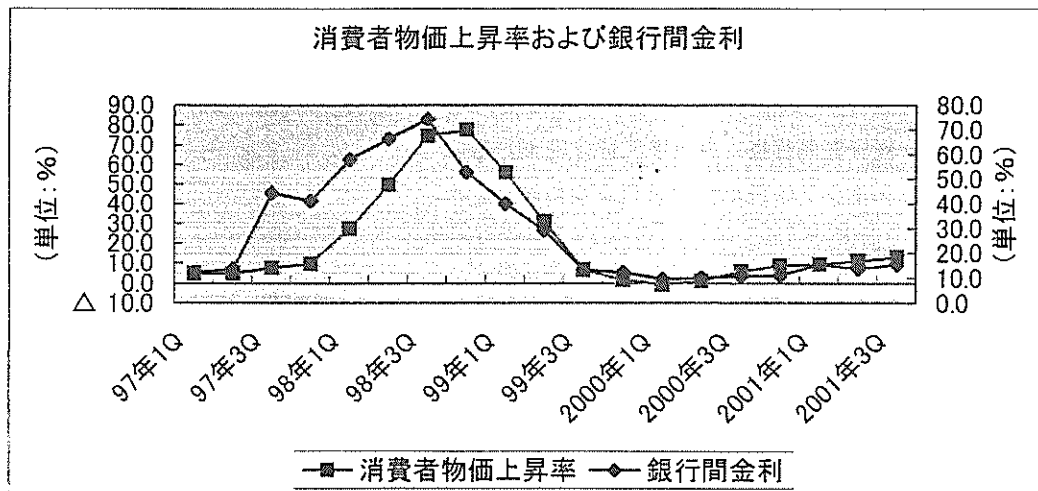
【図3】インドネシアの実質 GDP 成長率の推移



(注) 値は前年同期比。

(出所) インドネシア中央統計局資料より作成。

【図4】消費者物価上昇率および銀行間金利

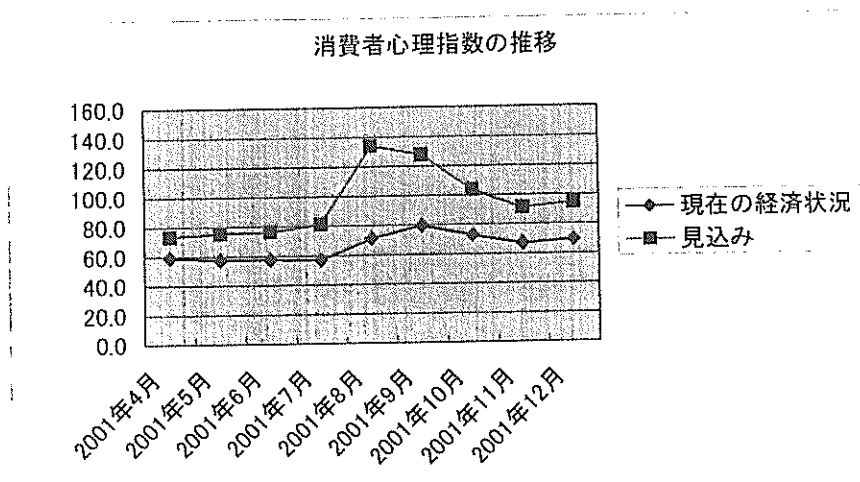


(注) ①消費者物価上昇率は左側目盛、銀行間金利は右側目盛。

②消費者物価上昇率は前年同期比、銀行間金利は年率。

(出所) IMF

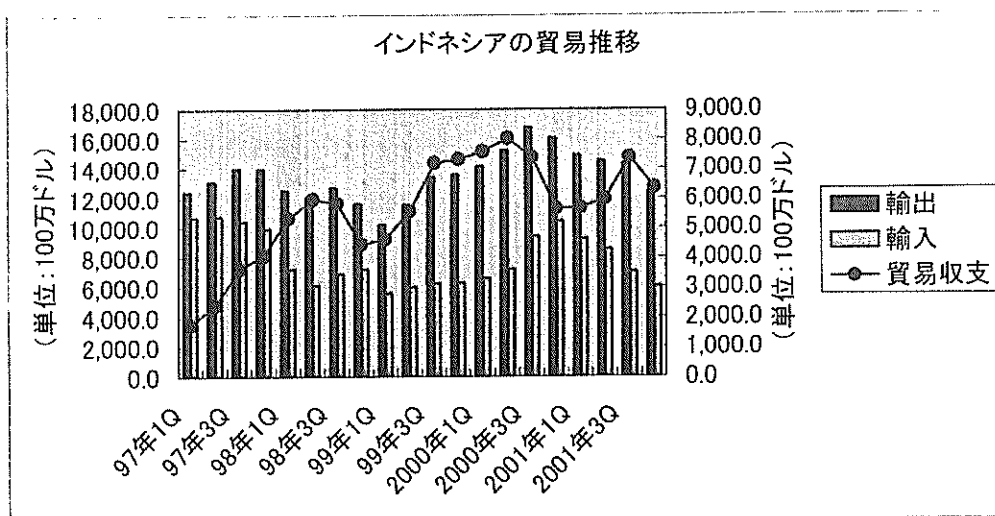
【図5】消費者心理指数の推移



(注)「見込み」は半年から1年後。

(出所) インドネシア中央銀行

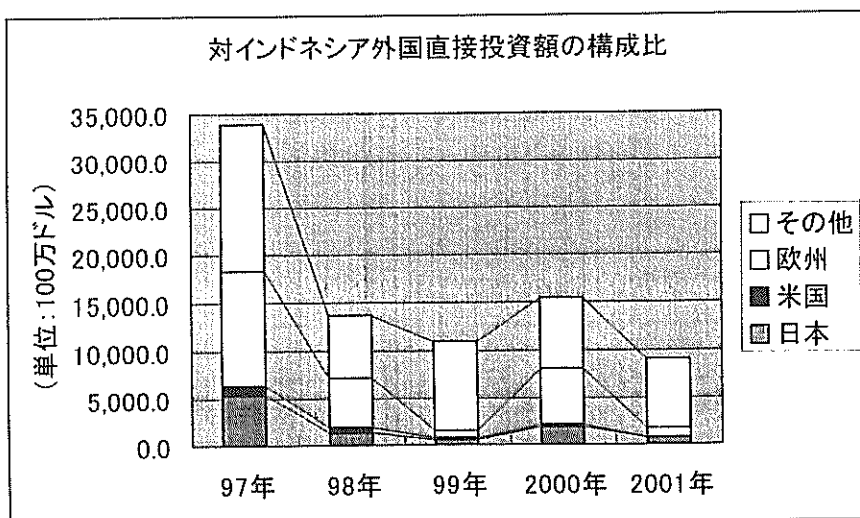
【図6】インドネシアの貿易推移



(注) 輸出入額は左側目盛、貿易収支額は右側目盛。

(出所) インドネシア中央統計局資料より作成。

【図7】対インドネシア外国直接投資額の構成比



(注) 投資額は認可ベース。

(出所) インドネシア投資調整庁資料より作成。

インドネシア進出日系企業の状況

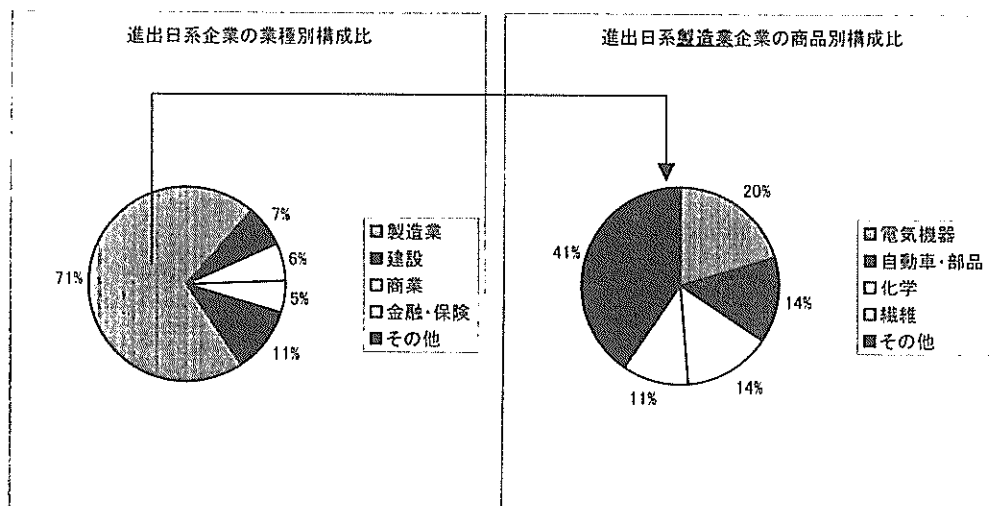
【表3】東南アジア進出日系企業数

国名	進出企業数
タイ	1,306
シンガポール	1,108
マレーシア	863
インドネシア	667
フィリピン	423

(注) 企業数はアンケート調査(2000年10月時点)による判明数。

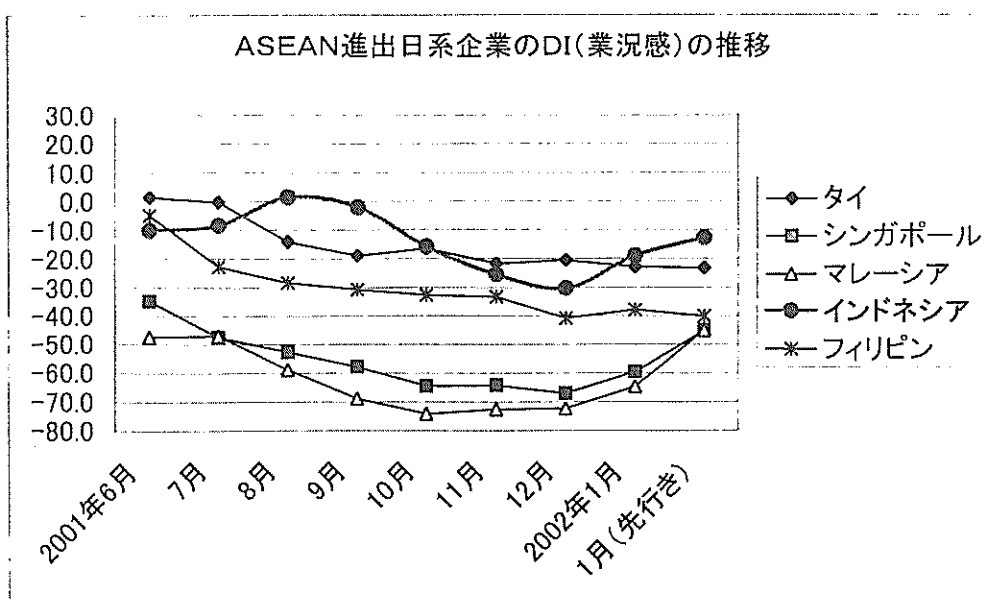
(出所) 東洋経済新報社『海外進出企業総覧2001』(国別編)

【図8】インドネシア進出日系企業の業種別シェア



(注)、(出所)ともに【表3】に同じ。

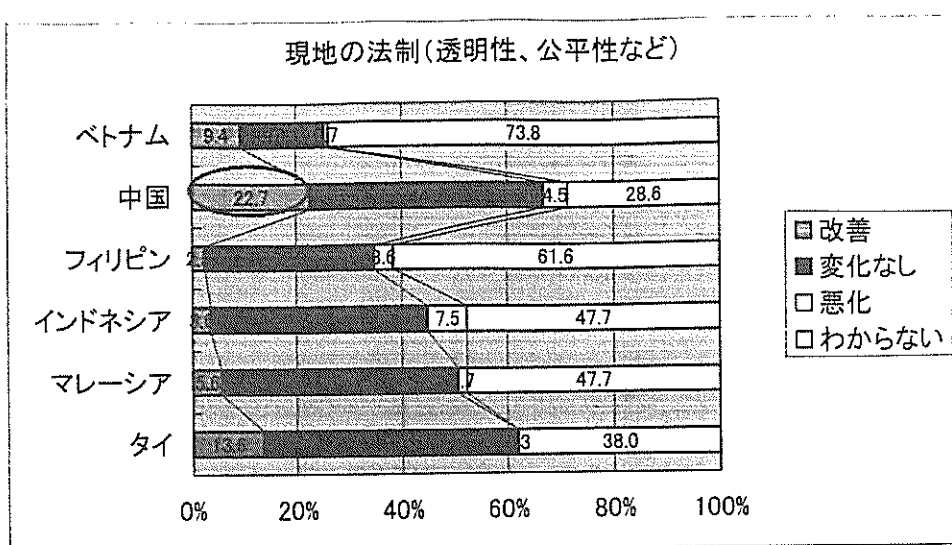
【図9】ASEAN進出日系企業の景況感(DI)推移



(注) DIは、業況が「よくなった」と回答した企業の割合から「悪くなった」と回答した企業の割合を差し引いた値。1月(先行き)は1月時点の2~3ヵ月先の見通し(前年同期比)。

(出所) ジェトロ「アジア・クイックDI調査」

【図10-①】日本企業の投資環境に対する評価（現地の法制）

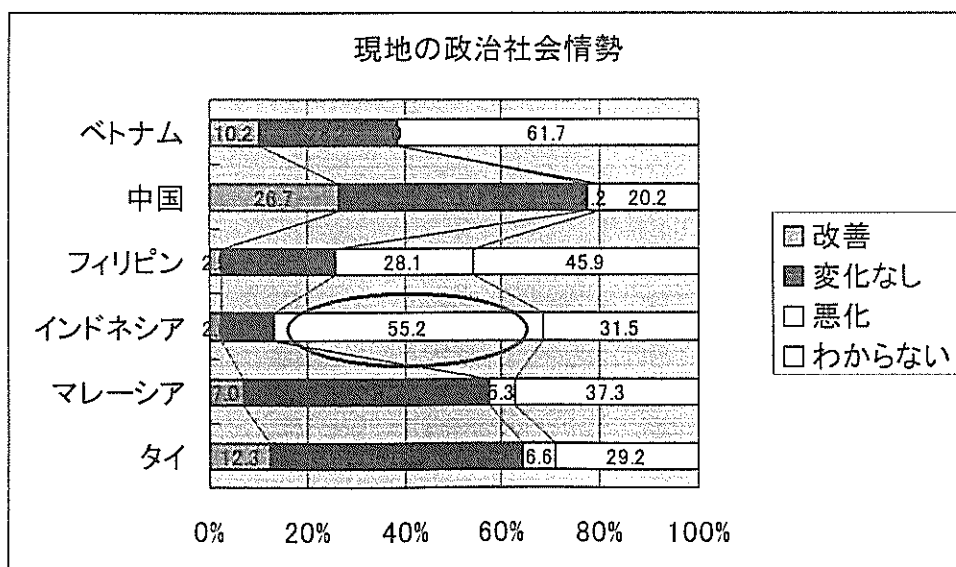


(注) ①調査時点は2001年8月。調査対象は海外現地法人を3社以上有している製造業企業792社（有効回答501社）。

②「アジア経済危機直前の96年に比べて」という設問。

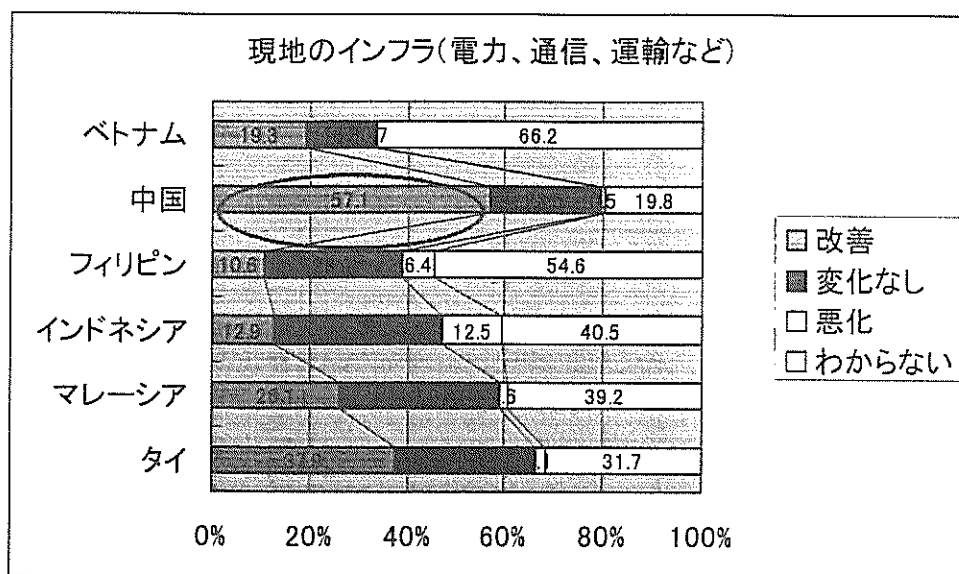
(出所) 国際協力銀行「2001年度海外直接投資アンケート調査結果（第13回）」

【図10-②】日本企業の投資環境に対する評価（現地の政治社会情勢）



(注)、(出所) とも【図10-①】に同じ。

【図10-③】日本企業の投資環境に対する評価（現地のインフラ）



(注)、(出所)とも【図10-①】に同じ。

【表4】中期的（今後3年程度）有望事業展開先国（上位5ヵ国・地域）

	2001 年度 調査 社数(社)	401	回 答 率 (%) 100	2000 年度調査 社数(社)	372	回 答 率 (%) 100
1 位	中国	327	82	中国	242	65
2 位	米国	127	32	米国	154	41
3 位	タイ	99	25	タイ	88	24
4 位	インドネシア	56	14	インドネシア	54	15
5 位	インド	52	13	マレーシア	43	12

(注) ①複数回答可。

②インドネシアの有望理由（56社中）：「安価な労働力」（73.2%）、「マーケットの今後の成長性」（50.0%）、「第三国輸出拠点」（46.4%）

(出所)【図10-①】に同じ。

ラオスの魅力

法務総合研究所国際協力部
教官 工藤恭裕

1 はじめに

初めまして、本年4月の国際協力部発足と同時に東京地検から異動してまいりました教官の工藤恭裕と申します。

私は、平成13年7月3日から10月6日までの間、ラオス国司法省、最高裁判所及び検察院の3機関に対する司法アドバイザーとして同国に派遣されました。私は、その滞在期間中、ヴィエンチャン市内において5週間の民商事法関係のセミナーを開催するとともに、ラオスの司法機関・法学教育機関に対する調査を実施してまいりました。ICCLC機関誌第13号(2001年6月)に掲載された「実践・温故知新一国際協力部新米教官の無知の知を知る日々」を書いた田中教官(旧姓内村)が、私を引き継いで現在調査を行っており、我々の調査結果を基にして、今後のラオスに対する法整備支援の方針が決定されることになります。

ラオスの正式名称は、ラオス人民民主共和国といい、いわゆる社会主義国ですが、1986年に新経済メカニズム政策を打ち出して以降、市場経済化による経済発展をめざしています。

しかしながら、本州より大きい国土(約23万6,000平方キロメートル)を有するものの、人口は千葉県よりも少ない約500万人である上、一人当たりのGNPが約300米ドルの後発発展途上国であることから、国内市場向けの産業が育ちにくく、また、東南アジアで唯一の内陸国であり、港を持たないことから、製品を輸出しようとするれば、陸路でタイに運んだ上タイの港から輸出しなければならず、これが輸出産業の発展を阻害する大きな要因となっています。

ラオスは、その打開策を海外投資に求めており、既に外国投資促進管理法を制定し、さらに、南部のサヴァナケット県に経済特別区を設置することとし、輸出産業を育てるための道路等のインフラ整備を進めるとともに、投資優遇策を盛り込んだ特別法の制定を準備しております。

ところが、ラオスの法制度全般に目を向けますと、WTO加盟を視野に入れて、そのための法整備の必要性を認識しているものの、これまでに制定された法律は、わずか47に過ぎず、多くの分野が、制定手続に関しての透明性が低い国家主席令や首相布告により規定されています。さらには法令を執行する法律関係者や司法関係者が十分な法的教育を受けていないため、法令自体は整備されていても運用がうまくなされていないなどの問題点があります。

このような状況に鑑み、我々は、法令制定に関するアドバイスを行うのみならず、法律関係者の育成に重点を置き、ラオスにおいて、前述のような現地セミナーを実施するとともに、ラオスの法律関係者を日本に招き、日本の法律関係機関及び実際の運用状況を見学する機会を設けた上での研修を名古屋大学と共同で実施するなどしております。

外貨を稼ぐことのできる輸出産業を持たない、ラオスにとって、現時点での最大の外貨獲得産業は観光です。ラオスの観光地といえば、世界で初めて街全体がユネスコの世界遺産に指定されたルアンパバーン(「ルアン普拉バン」と呼ばれることもあります)ですが、これはタイ語での呼び方であり、ラオ語では「ルアンパバーン」です。)を思い浮かべる方も多いかと思います。ルアンパバーンは、旧王宮や幾層にも重な

ったルアンパバーン様式の屋根を持つ寺院など見応えがある建造物も多く、寺院を普段から見慣れている私達にとっても新鮮な経験を得ることができる魅力的な街です。しかし、ラオスの本当の魅力は、このような名所名跡にあるのではなく、人々の純朴さに触れ、ゆっくりとした時間を過ごすことにあると思います。私は、これまで10か国以上を訪問したことがあります。ラオスほど気持ちよく生活することができる国はありませんでした。

わずか3か月間の滞在ではありましたが、私の経験を基にラオスの魅力の一端をご紹介します。ラオスの入国の際や滞在中に知り得た情報も盛り込みましたので、何らかの参考になれば幸いです。

2 入国

日本からラオスへの直行便はなく、タイのバンコクでトランジットをすることになります。通常は、バンコク国際空港からヴィエンチャン・ワッタイ国際空港への1時間のフライトで入国しますが、時間があれば列車でラオス国境の町まで行き、そこから陸路で入国する方法もあります。陸路では、友好橋と呼ばれる全長約1170メートルの橋を渡ることになります。この橋はオーストラリアの援助で建設された、メコン川にかけられた最初の橋であり、友好橋という名前は、オーストラリアからの支援に感謝の意を表しているのです。ちなみに、メコン川にかけられた第2の橋は、日本のODAにより2000年に完成したラオス・日本橋（にほんきょう）で、こちらは全長が約1380メートルあります。

さて、入国手続です。日本人は、ビザを取得しなければラオスに入国することはできませんが、ワッタイ空港や友好橋の出入国管理事務所にパスポートと写真1枚を持参すれば、30米ドルで30日間有効のビザを取得し、すぐに入国することができます。

今回のラオス赴任以前に、私が訪問したことがあった東南アジアの国は、10年前に旅行したマレーシアだけでした。その時に見たマレーシアの首都クアラルンプールや今回のトランジットの際に見たバンコクは、日本の基準から見ても大都会と呼ぶことができるレベルにあり、その現代的な町並に驚きましたが、ラオスのヴィエンチャンでは逆の意味で驚かされました。私と同じように、空路でワッタイ空港から入国される方は、まずバンコク空港とのあまりの違いに驚くことでしょう。ワッタイ空港の滑走路の周りは、草だらけで、私が乗った旅客機が着陸した時、ほかには旅客機2機しか見当たりませんでした。ヴィエンチャンでは、凱旋門より高い建物を建設できないという制限があって建物を建て直すインセンティブが小さいことも一つの理由でしょうが、古い建物が多く、空港から市街地に向かう町並も、本当の中心部に入るまでは、延々と平屋建て又は2階建ての商店が続いています。

3 通貨

ラオスに入国したら、次は両替です。ラオスの通貨単位は、キープであり、発展途上国の常で為替レートの変動は激しいのですが、現在の為替レートでは、1000キープが約13円になります。

ラオス国内では、法定通貨としてのキープのほか、タイバーツや米ドルも通用しますし、店によっては中国人民元も通用しますので、ごく短期間の滞在であれば、あえて両替をしなくても過ごすことは可能とは思いますが、しかし、外貨、特にドルでは、金額が大きすぎて、お釣りがない場合もあり、行動が制限されてしまいますので、キープに両替することをお勧めします。

キープには、硬貨はなく紙幣のみであり、100キープ、500キープ、1,000キープ、2,000キープ及び5,000キープ札の5種類のお札があります。しかし、近年インフレが進み、ヴィエンチャンでは100キープ札を見かけることはほとんどありません。

私は、米ドルの現金を持っていき、必要に応じてキープに両替していたのですが、ビザやマスターなどのキャッシュカードによるキャッシングも利用することもできます。両替をする際に気を付けていただきたいのは、多額を一度に両替しない方がよいということです。1ドルが9000キープ以上になりますので、100ドル札を両替してしまうと、90万キープを超えてしまいます。最高額の紙幣が5,000キープですから、90万キープといえは180枚にもなってしまいますので、帯封付きの100枚の束に加え、さらに80枚を受け取るようになってしまい、持ち運びに困ります。より高額な紙幣を発行してもらいたいところですが、そのような動きはないようです。ラオス国立銀行の方に聞いたところによると、キープ紙幣は全てロシアに依頼して印刷してもらっているそうです。あくまで推測ですが、高額紙幣を発行しないのは、ロシアが、不正に多量の紙幣を印刷して、ラオス国内に持ち込むのを防止するためかも知れません。

なお、ホテルでの両替は極端に不利な為替レートを適用されるので、避けた方がよいと思いますが、銀行と街の闇両替では、1～2パーセントほどしかレートの違いがありませんから、安心料を払ったつもりで、銀行において両替されることをお勧めします。

4 気候

ラオスの季節は、雨期と乾期に分かれているだけで、雨期は5月ころから10月ころ、乾期は11月から4月ころまでです。もちろん熱帯気候ですから、暑いのですが、7月に日本で最高気温が連日35度を超えていた間も、雨期のためかラオスで最高気温が35度を超えることはめったにありませんでした。私の感覚では、ヴィエンチャンは、タイのバンコクより北にあるだけあって、気温も少し低いように感じます。

ラオスを訪ねるのに最もよい時期は、乾期でありかつ涼しい、11月ころから翌年2月にかけてです。この時期の後の3月になってしまうと、相当強い日差しを覚悟しなければなりません。

他方、雨期ではあっても、雨は、通常夕方か夜間に降るだけなので、夕立さえ気をつけていれば、雨により行動が制約されることは、それほどありません。もっとも、道路事情の悪い地方都市を訪問しようという計画ならば、雨期は避けた方が無難だと思います。

5 コミュニケーション

ラオスの公用語は、ラオ語です。ほとんどの方は、これまでラオ語を聞いたことさえないと思いますので、少し説明します。ラオ語は、言語学上の分類で言うと、シナ・チベット語族に属する言葉で、声調があること及び単語に活用がないことなどの特徴は、中国語と同じです。中国語より多い6声調を持ち、母音も軽く10以上あります。ここまで書けば賢明な皆様はもうおわかりだと思いますが、観光客が現地で多少くらい勉強したからといって、ラオ語を正確に発音することは不可能です。ただし、個人的見解かもしれませんが、どのような音を発音しているのか聞き取ることさえ難しいモンゴル語とは異なり、ラオ語の音は明瞭なので、聞き取って

それを真似することは可能です。ですから、定型的な言い回しであれば、テープやCDで練習をして、会話集を片手にカタカナで書いてある文をラオ語らしく話してみれば、理解してもらえenと思います。

それでは、読み書きはどうでしょうか？ラオ語は、タイ語と非常によく似ており、角張った感じがするタイ語の文字の角を取って丸めたような文字を使います。ラオ語やタイ語の文字は、子音を中央に書いて、その上下左右に母音や声調を示す記号を加えるのですが、必ずしも論理的にできているわけではなく、少しぐらい勉強してもなかなか読むことは難しいと思います。もっとも、ラオ語は完全な表音文字であり、例外のあるタイ語よりは簡単に習得できると言われており、半年間必死に勉強すればペラペラになるそうです。

ラオ語で複雑なコミュニケーションを取ることは困難で、英語が通じるのもホテルや観光客相手の店ぐらいですが、心配はありません。私は、これほどまでに英語が通じない国を訪問したのは初めてでしたが、地方都市を訪ねた時も含めて、トラブルにはなりません。ラオスの人々は、英語をあまり理解できなくても、こちらの言いたいことを理解しようという気持ちは十分持っていますし、丸みを帯びたラオ語の文字が表すとおり、ラオスの人々は角のない穏やかな性格ですから、意思が通じ合えなくても笑みを絶やさないことなのでしょう。こちらからも笑みを絶やさないようにして下さい。

6 交通手段

ラオスの首都であるヴィエンチャン特別市の人口は約52万人ですから、ブルネイの首都に次いで、東南アジアでは、2番目に小さな首都です。ハノイやバンコクなどと比べると、ヴィエンチャンの交通量は格段に少なく、市内に信号機は増えているものの、信号機のない交差点がほとんどです。

しかし、このようなヴィエンチャンでも、ここ数年で目を見張るほどの変化があったそうです。例えば、ほんの3年ほど前には車はほとんど通らず、市民の交通手段も自転車を中心だったそうですが、最近では、自動車も増え、オートバイが自転車に取って代わり市民の足となりました。もうこのような文明化の流れは止めようがなく、あと3年もすれば、他の東南アジア諸国と同じような光景になってしまうかもしれません。

観光客の移動手段としては、ホテルの自動車かトゥクトゥクと呼ばれるオートバイ型の三輪車が利用されます。といいますのも、ラオスには鉄道はなく、バスについては、バス路線は多数あるものの、行き先の記載がラオ語だけである上、バスが非常に混雑していることが多いので、バスターミナルから乗る場合ならともかく、観光客が街中で利用することは困難です。また、タクシーは、空港や街の中心部の噴水（ナムプー）付近でしか見かけることはありません。

ホテルの車は、ホテルによりシステムがまちまちで、市街地なら全て無料で送迎してくれるホテルもありますし、行き先により利用料金を設定しているホテルもあります。ホテルの車を利用した場合、運転手が英語を理解してくれるという利点がありますが、予約した通りにしか行動できないという制約がありますので、より自由に行動したい場合には、トゥクトゥクを利用することになります。トゥクトゥクは、乗り合いタクシーのようなもので、ほかのお客さんが乗っていても乗ることができますし、逆に自分が乗っていても運転手が他のお客さんを乗せることもあります。利用料金は、その日の天気や気温、1人だけで乗るのか数人で乗るのかや、ほかのお客さんの有無、街の中心部に向かうのか街はずれに向かうのか、空いている

トゥクトゥクがほかにどのくらい通るかなどを考慮に入れて、交渉で決まり、目的地に着いてからの後払いです。英語を話せない運転手もたくさんいますが、料金は、事実上1000キープ単位であり、市街地にある観光地までは1万キープ（約140円）もあれば十分ですので、指で1から10までを示すことにより交渉が可能です。挑戦してみたいでしょうか？利用方法を以下簡単にご説明いたします。ホテルの近くで客待ちをしているトゥクトゥクは、料金をふっかけることが多いので避け、走っているトゥクトゥクを止めた方がよいと思います。走っているトゥクトゥクを止めるには、日本のタクシーと同じように手を挙げて止めます。トゥクトゥクに自分が乗るスペースさえあれば、既に他のお客さんが乗っていても構いませんが、その場合、同一方向ではあっても、寄り道になることがありますし、じっくりと値段交渉をすることができないので、私達外国人は、空のトゥクトゥクを選ぶ方がよいと思います。トゥクトゥクの運転手は、「パイ・サイ？（どこまで？）」と尋ねてくるでしょうから、目的地の名前を言うか、地図で示します。そして、こちらから英語でハウ・マッチと尋ねますと、運転手は、こちらがラオ語を話せないと判断して、自分が英語を話すことができれば英語で答えますし、英語を話すことが出来なければ指で値段を示します。指の数に千を掛けたものが運転手の要求する値段です。指で8を示していれば、8掛ける1,000で、8,000キープが運転手の要求している金額です。外国人相手なら相場の倍くらいの金額を要求することが多いので、とりあえず、その金額を半分にしよう英語や指で示して値下げ交渉をしましょう。運転手はその金額で納得すればそれでよいのですが、納得しない場合には、元の金額を再び要求するかそれを少し下げた金額を要求してくるでしょう。その場合、更に値段交渉を続けても構いませんが、首を振って後ろに下がってしまい、乗らない態度を示すのもよい作戦です。私の滞在中この方法により、こちらの言った金額で交渉が成立することがよくありました。ただし、しよせんは日本円に換算して考えれば微々たる金額での争いですから、交渉が決裂して次のトゥクトゥクが来るまでの暑さで体調を崩すようなことがないように、交渉はほどほどにしてください。

7 食事

ラオス料理についてご存じの方は少ないと思いますが、最近では、日本でもラオス料理店がいくつかできているようです。インド料理の「スパイス」、タイ料理の「チリ」のような絶対的な特徴はラオス料理にはありません。タイ料理と似ている料理は多いですが、タイ料理ほど辛くはありません。ラオスにはたくさんの中国系やヴェトナム系の人々が住んでいるので当たり前のことですが、中華料理と似ている料理も、ヴェトナム料理と似ている料理もあります。

おおざっぱな傾向でいえば、ラオス料理はとても繊細な味付けと言えらると思います。パパイヤが入ったサラダや挽肉を炒めて香草と混ぜた「ラープ」が代表的なラオス料理とされていますが、その他にも竹の子を使った料理やソーセージなどおいしい料理はたくさんあります。ヴィエンチャンの高級ラオス料理店でも、1人10数米ドルを出せば、様々なラオス料理を食べることができます。その際、うるち米も選ぶことができますが、ラオスでは餅米が普通で、竹の容器に入った餅米を指先で直接取って口に運んで食べます。

ヴィエンチャン市街地にある高級ラオス料理店「クア・ラオ」や「ランサーンホテル」1階のレストランでディナーを食べれば、追加料金なしで、ラオス音楽のバックバンド付きでラオスの踊りを楽しむことができます。踊る男女の手が触れそう

で触れないラオスの踊りは、ラオス人の奥ゆかしさをよく表しています。

町中でお腹がすいたときにすぐに食べられるものの中で私がお勧めするのは、麺類とサンドウィッチです。ラオスの麺類には、ラーメンに似たミーやヴィエトナム料理にもあるフーもありますが、私が特にお勧めするのはカオピャック・センというものです。これは、うどんを細くしたような白い麺ですが、米から作られたもので、モチモチとした食感がクセになります。1杯が大体4,000キープから7,000キープで、1個500キープの揚げパンを追加して、ちぎって浮かべてもおいしくいただけます。サンドウィッチは、フランスの植民地だっただけあって、フランスパンを使ったものです。パンを一度火であぶってから作ってくれるので、表面がカリッとしておいしいです。香草が入っているのが普通ですが、外国人に対しては香草を入れるかどうかを尋ねてくれますので、香草が苦手な方もご心配なく。1人分がフランスパン半分で5,000キープ程度です。

暑い中を少し歩くと甘いものが欲しくなりますが、練乳を入れたラオス式コーヒー（1,500キープから4,000キープくらい）や、バナナ、パパイヤ、梨、パイナップル、みかんなど店先に並べてある果物から好きな果物を指定して作ってもらうフルーツジュース（4000キープ程度）、そして、ナムワーンと呼ばれるあんみつ（2500キープ程度）がお勧めです。ラオスでは、男性も甘いものをよく食べますので、男性だけであんみつを食べに入ってもおかしい目で見られることはありません。

最後に、幅が約1キロにも及ぶ大河メコン川にせり出して建てられたレストランのテラスで、対岸のタイを眺めながら飲食するのも、川の大きさと国境の川という二重の意味で感慨があります。私は、お酒を飲みませんが、このようなレストランでラオスのビールであるピア・ラオを飲むのは最高だそうです。

8 情報通信

ラオスでは、日本のことは忘れてゆっくりとしていただきたいのですが、どうしても日本の情報を確認したい方には、ラオプラザホテルとノボテルならば、NHKの海外向け放送を見ることができます。

また、ヴィエンチャン市内で高級とされているホテルは、ほとんどがインターネット接続サービスを提供しています。前述のラオプラザホテル及びノボテルの2ホテルは、LAN接続によるインターネット接続サービスを提供しており、速度的にも快適に利用することができます。

ヴィエンチャンの街中には多数のインターネットカフェがあることは、街を歩けばすぐにお気づきになると思いますが、ヴィエンチャン以外でも、観光都市ルアンパバーンはもちろんのこと、中国国境まであと数十キロの北部のルアンナムタという町にまでインターネットカフェがあり、外国人観光客及び地元の若者でにぎわっていました。

ですから、毎日Eメールを確認しないと落ち着かないという私のようなハイテク依存症の方でも安心してラオスをご訪問いただけます。

9 買い物

ラオスのおみやげとしては、銀製品、宝石、木工製品などがありますが、一番人気は、布です。

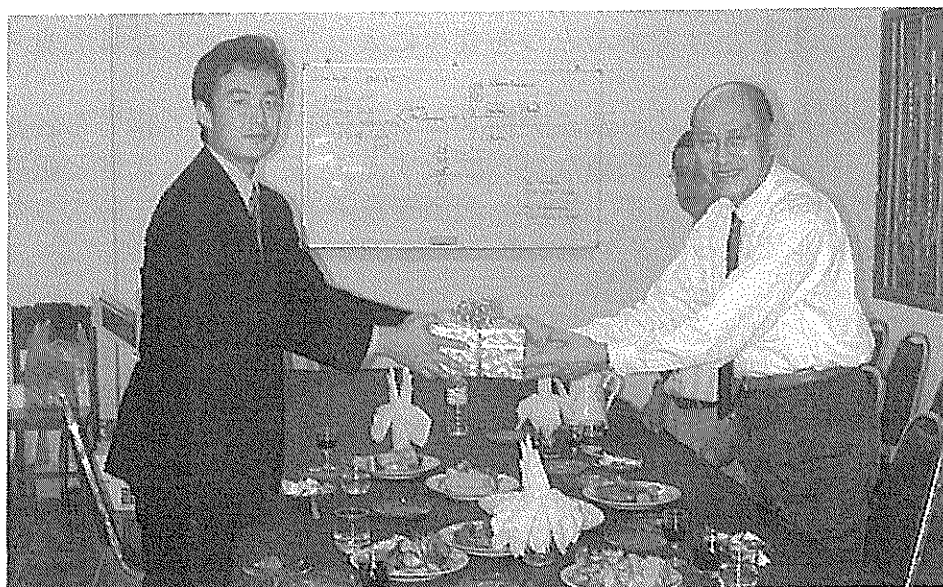
布は、部屋の飾りとして利用されることもありますが、シンという民族衣装の巻きスカート用の布を購入し、テーラーでシンに仕立ててもらうのが人気となっています。

ます。シンは、ヴィエトナムの民族衣装アオザイとは異なり、身長とウエストがわかっていれば、その他の体のサイズは必要ないので、同行していない女性へのおみやげにするのも簡単です。シンは、ものによって、20米ドルくらいから何百米ドルまで大きく値段が違いますが、仕立て代は、何故かパーツで請求され、300パーツ（800円）くらいです。

おみやげを買う予定はなくても、市場に行ってみてはいかがでしょうか？ラオスの市場では、声を掛けられることさえあまりありませんし、ちゃんと断れば店の人もしつこく勧誘はしませんので、安心して見て回ることができます。市場とはあまり関係ありませんが、物乞いがほとんどいないのも私がラオスで気に入っている点です。

10 最後に

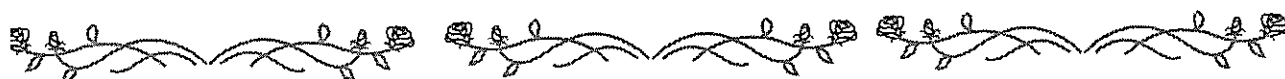
何やら、名所名跡の案内が抜けただけの、できの悪い観光ガイドのような内容になってしまいましたので、ラオスの魅力を十分にはお伝えできなかったのではないかと心配ですが、私もラオスが大好きになりましたし、皆さんも、笑みを絶やさずにみんなが仲良く暮らしているラオスを訪ねて後悔はしないと思います。



法務総合研究所国際協力部
工藤 恭裕 教官

ラオス司法大臣
MR. KHAM-OUANE BOUPA

司法大臣が開いてくれた送別会にて



発行日：平成14年3月18日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833